

カイスタカイゴスクール介護福祉士実務者研修 学則

第1章 総則

(目的)

第1条

カイスタカイゴスクール介護福祉士実務者研修（以下、「本校」という。）は、介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条

研修の名称は、カイスタカイゴスクール 介護福祉士実務者研修（以下、「本講座」という。）とする。

(位置・問い合わせ)

第3条

本校及び本部は、福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 16-15 サンヨービル 5F に置く。

問い合わせには、カイスタカイゴスクール事務局で対応する。

TEL092-753-6322

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

(研修期間、定員及び対象地域)

第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
無資格 6ヶ月 (有資格および研修修了) 訪問介護員養成研修 1級課程 1ヶ月 訪問介護員養成研修 2級課程 4ヶ月 介護職員初任者研修 修了者 4ヶ月 訪問介護員養成研修 3級課程 6ヶ月 介護職員基礎研修課程 1ヶ月 認知症介護実践者研修 修了者 6ヶ月 喀痰吸引等研修 修了者 6ヶ月 生活援助従事者研修 修了者 6ヶ月 入門的研修 修了者 6ヶ月	10名	1学級	福岡県

(入学及び修了の時期)

第5条

本講座の入学時期は、年6回とし、修了時期は、原則6ヶ月とする。ただし、過去に次の研修を終了したものについては、受講期間が1ヶ月以上であり、かつ、終了基準を満たした場合においては、修了認定できるものとする。

- ・介護職員初任者研修修了者
- ・訪問介護員養成研修（1、2級）
- ・介護職員基礎研修課程
- ・その他上記に掲げる課程に準ずる課程

(在籍期間)

第6条

在籍期間が所定の修了期限を超える場合には、期間延長の手続きをとり、校長の許可を得なければならない。

(休業日)

第7条

休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
- 2、前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第8条

本校の教育は、通信制により行う。

- 2、本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、以下のとおりとする。

科目	実務者 研修の 時間数	介護職員 初任者研 修 修了	ホーム ヘルパ ー2級 資格	ホーム ヘルパ ー1級 資格	介護職 員基礎 修了	ホーム ヘルパ ー3級 資格	生活援 助従事 者研修 修了者
人間の尊厳と 自立	5						
社会の理解 I	5						
社会の理解II	30	30	30			30	30
介護の基本I	10					10	
介護の基本II	20	20				20	20
コミュニケーション技術	20	20	20			20	20
生活支援技術 I	20						20
生活支援技術 II	30					30	30
介護過程I	20					20	20
介護過程II	25	25	25			25	25
介護過程III	45	45	45	45		45	45
こころとから だのしくみI	20					20	20
こころとから だのしくみII	60	60	60			60	60

発達と老化の理解Ⅰ	10	10	10			10	10
発達と老化の理解Ⅱ	20	20	20			20	20
認知症の理解Ⅰ	10		10			10	
認知症の理解Ⅱ	20	20	20			20	20
障害の理解Ⅰ	10		10			10	
障害の理解Ⅱ	20	20	20			20	20
医療的ケア	50	50	50	50	50	50	50
医療的ケア演習	14	14	14	14	14	14	14
合計	450時間 + 医療的ケア演習 14	320時間 + 医療的ケア演習 14	320時間 + 医療的ケア演習 14	95時間 + 医療的ケア演習 14	50時間 + 医療的ケア演習 14	420時間 + 医療的ケア演習 14	410時間 + 医療的ケア演習 14

(授業方法)

第9条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、カイスタカイゴスクールにて行う

(印刷教材による授業)

第10条

受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第11条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。
(面接授業の開催時期等)

面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の一部免除)

第12条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について(平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第13条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長 1名
- 二 専任教員 1名以上
- 三 介護過程Ⅲ担当職員 1名以上
- 四 医療的ケア担当職員 1名以上
- 五 事務職員 1名以上

(教員会議)

第14条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2、教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。
- 3、教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 受講生の自主退学・除籍に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員の選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第5章 受講資格、入学手続、受講許可及び除籍、自主退学

(受講資格)

第15条

本講座を受講することができる者は、介護福祉士の国家資格取得のため、また、介護職員としてより深い知識や技術の獲得を目指す者とする。

(受講許可および入学手続)

第16条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付し、入学に必要な資格証や研修修了証を提出、本人確認の身分証の確認の手続完了後に、学校長は受講決定通知を発行し受講を許可する。

(自主退学及び除籍)

第17条

自己都合により、退学的意思のある者は、申し出により、教員会議の議を経て、学校長が認めるものとする。

2、次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第18条

学校長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート(通信課題)評価、面接授業の出席及び小レポートにより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポート(通信課題)は、本校が指定するEラーニングを使用し、成績評価基準はA:よく理解している、B:おおむね理解している、C:理解不足により再講習を要す、の3区分とし、B以上の受講者については評価基準をみたしたものとして修了認定する。

基準評価(100点満点)

A=85点以上

B=84点~70点

C=69点以下

3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

4、レポート(通信課題)の成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない

い。面接授業の再履修を別に設定する場合は補講費用の支払を求める。

5、所定の修了期限内に不合格になった場合も引き続き、前項に定めるレポート（通信課題）の再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、学校長の許可を得なければならない。

（修了）

第19条

本講座に6ヶ月以上（第5条に掲げるものにあつては1ヶ月以上）在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

（修了証明書の授与）

第20条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

2、修了者から、修了証紛失等による再交付の依頼があつた場合、修了者へ事務手数料に係る費用の支払いを求めるものとする。

第7章 賞罰

（表彰）

第21条

成績、性向に優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することができる。

（懲戒）

第22条

本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。

2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性向不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第8章 受講料

（受講料）

第23条

本講座の受講料は、次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料（テキスト代込み）
無資格	100,000円

介護職員初任者研修	65,000 円
訪問介護員養成研修 2 級	65,000 円
訪問介護員養成研修 1 級	60,000 円
介護職員基礎研修	30,000 円
訪問介護員養成研修 3 級	90,000 円
生活援助従事者研修修了者	100,000 円

(受講料の返還)

第 2 4 条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第 9 章 補則

(学則の改廃)

第 2 5 条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

第 2 6 条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。